

官報

號外

明治三十年一月二十日

水曜 日 內閣官報局

○第十回貴族院議事速記録第四號

明治三十年一月十九日(火曜日)午前十時十三分開議

議事日程 第四號 明治三十年一月十九日

午前十時開議

第一 公爵島津忠義君、公爵島津忠濟君、侯爵淺野長勳、子爵平松時厚君、紫垣伴三君請暇ノ件

第二 古社寺保存法案(政府提出)

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 報告ノ件ガ種々ゴザイマスルカラ朗讀致サセマス
(有賀書記官朗讀)

昨二十九日十二月二十六日本院ニ於テ可決シタル政府提出明治二十九年度歳入歳出總豫算追加案ハ即日內閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ奉請シ及可決ノ旨衆議院ニ通知シタリ

同年十二月三十日林宗右衛門君死去セラル

大藏省主計官阪谷芳郎君大藏省所管事務政府委員仰付ケラレタル旨去四日內閣總理大臣ノ通牒ヲ受領シタリ

去八日政府提出古社寺保存法案ヲ受領シタリ

請願委員會ニ於テ法制、租稅、雜ノ三科ヲ分チ主査ヲ互選シタルニ依リ其氏名ヲ報告ス

法制科

主査公爵二條 基弘君 伯爵松 浦 詮君 伯爵酒井 忠道君
子爵山内 豐誠君 男爵藤枝 雅之君 男爵杉溪 言長君
久保田眞吾君 吉村角次郎君 市島德次郎君

租稅科

主査子爵立花 種恭君 伯爵立花 寬治君 子爵秋田 映季君
子爵梅小路 定行君 男爵神山 郡康君 原田 一道君
男爵渡邊 清君 宮島誠一郎君 村上 桂策君

雜科

主査 馬屋原 彰君 子爵久松 定弘君 男爵西五辻 文仲君
男爵金子 有卿君 男爵本多 副元君 三宅 秀君
森岡 昌純君 根岸 武香君 横尾 彌一君

去十二日內務次官中村元雄君內務省所管事務政府委員仰付ケラレタル旨內閣總理大臣ノ通牒ヲ受領シタリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 過日本院ノ議決ニ依リマシテ此度ノ 皇太后陛下ノ崩御ニ附キマシテ弔辭ヲ申上グルト云フコトニナリマシタニ附キマシテ

貴族院議事速記録第四號

明治三十年一月十九日

議長ノ報告

議員請暇ノ件

古社寺保存法案 第一讀會

一三

即日宮内省ニ出マシテ宮内大臣ニ面會ノ上テ弔辭ヲ申上ゲマシタ、然ルニ宮内大臣ハ直ニ其趣ヲ上奏スルト云フコトデアリマシタ此旨ヲ御報道致シマス、次ニ先刻報告ヲ致シマシタ通、林宗右衛門君ガ逝去セラレマシタニ就キマシテハ前例ニ依リマシテ弔辭ヲ贈ツテハ如何カト存ジマス、假ニ其ノ弔辭ノ案文ヲ作ツテ見マシタニ附キマシテ朗讀ヲ致シマス

貴族院ハ議員林宗右衛門君ノ長逝ヲ追悼シ恭シク弔辭ヲ呈ス
是デ別ニ御異議ガゴザイマセネバ弔辭ヲ贈ルコトニ致シマス

(異議ナシト呼フ者多シ)

就キマシテハ議會ノ開ケテ居リマセヌ中斯ウ云フ場合ニハ議長テ取計フト云フコトニ爲ツテ居リマスルガ休會停會ノ場合ニハ未ダサウ云フ手續ニハ爲ツテ居リマセヌ、然ルニ此度ノ如キハ林宗右衛門君ハ十二月ノ三十日ニ亡クナラレテ休會デアリツレカラ又續イテ休會ガアリマシテ今日遂ニ二十日餘ノ日子ヲ費シテ居リマスル、斯ノ如キ場合ニハ矢張議長ニ於テ取計ツテモ宜イト云フコトヲ議決ヲ願ツテ置ケバ大キニ手續上宜イト思ヒマス、御異議ガナケレバサウ云フコトニ致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

然ラバサウ云フコトニ致シマス、次ニ林宗右衛門君ハ第四部ノ選出ノ豫算委員デアリマスルガ此逝去ニ附キマシテ議員ヲ生ジマシタ四部ニ於テハドウカ其補闕選舉ヲ爲サルコトヲ願ヒタイ、是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス第一、公爵島津忠義君公爵島津忠濟君侯爵淺野長勳君侯爵尚泰君侯爵四條隆謨君侯爵伊達宗徳君子爵平松時厚君紫垣伴三君請暇ノ件、公爵島津忠義君ハ疾病ニ附キ七週間、侯爵尚泰君ハ疾病ニ附キ五週間、侯爵四條隆謨君侯爵伊達宗徳君子爵平松時厚君紫垣伴三君ハ孰モ疾病ニ附キ或ハ三十日或ハ三週間ノ請暇ノ願出デアリマス、御異議ナクバ請暇ヲ許スコトニ致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 議事日程第二古社寺保存法案、政府提出第一讀會……朗讀、ハ八條數モゴザイマスカラ通牒文バカリヲ朗讀致サセマス

(有賀書記官朗讀)

古社寺保存法案

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス
明治三十年一月八日

內閣總理大臣伯爵松方正義
內務大臣伯爵樺山資紀

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス)

第一條 古社寺ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモ

ノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得

第二條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ證徴

製作ノ優秀由緒ノ特殊ニ就キ内務大臣之ヲ定ム

第三條 建造物及寶物類ノ修理ハ地方長官之ヲ管理シ内務大臣之ヲ監督ス

第四條 社寺ニ屬スル寶物類ニシテ特ニ歴史ノ證徴トナリ又ハ製作ノ優秀

ニ由リ國家ノ光輝トナルヘキモノハ内務大臣ニ於テ特ニ國寶ノ資格アル

モノト定ムルコトヲ得

第五條 國費ヲ以テ補助修理シタル社寺ノ建造物中特ニ内務大臣ノ指定シ

タルモノ及國寶ハ賣買贈與交換シ及債務ノ擔保ニ供シ又ハ差押フルコト

ヲ得ス

前項ニ違背シテ爲シタル契約ハ無効トス

第六條 前條ノ物件ハ神職(官國幣社ニ在テハ宮司府縣郷社ニ在テハ)若ク

ハ住職之ヲ監督シ内務大臣ノ監督ニ屬スルモノトス

神職若クハ住職關員ノ場合ニ於テハ代理者之ヲ監督ス

第七條 社寺ニ依リ出陳シタル國寶ハ博物館長之ヲ監督ス

第七條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ國寶ヲ博物館ニ出陳スルノ義務アルモ

ノトス

前項ニ依リ國寶ヲ出陳シタルトキハ國庫ヨリ補給金ヲ其ノ社寺ニ支給ス

ルモノトス

第八條 神職住職若クハ其ノ代理者ニシテ内務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出

陳セサルトキハ内務大臣ハ其ノ出陳ヲ強要スルコトヲ得

第九條 社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官之ヲ保管ス

保存金ハ豫算額ヲ以テ之ヲ下付ス但精算ノ上剩餘アルトキハ内務大臣ハ

之ヲ還付セシムルコトヲ得

第十條 保存金下付ノ目的物消滅スルカ若クハ保存金ヲ受ケタル社寺廢止

トナリタル場合ニ於テハ内務大臣ハ他ノ建造物及寶物類ノ爲ニ其ノ保存

金ヲ處分スルコトヲ得

第十一條 社寺ニ下付シタル保存金ハ差押フルコトヲ得ス

第十二條 年度内ニ支出ヲ終ラサル古社寺保存費ハ翌年度ニ繰越シ使用ス

ルコトヲ得

第十三條 第九條乃至第十一條ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス

第十四條 監督者其ノ監督スル所ノ國寶ヲ竊取シ若クハ他ノ物件ト變換シ

又ハ第五條ノ規程ニ違背シタルトキハ輕懲役ニ處ス監督者ニアラスト雖

其ノ共犯者亦同シ

第十五條 物件ナルコトヲ知リテ之ヲ買受ケ質取リ交換シ寄藏シ若

クハ牙保ヲ爲シタル者ハ刑法第三百九十九條ノ例ニ依リ處斷ス

第十六條 監督者怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失シ毀損シ若クハ第五條ニ依リ内務

大臣ノ指定シタル建造物ヲ燒失シタルトキハ五十圓以上五百圓以下ノ過

料ニ處ス

前項ノ過料ハ國稅滯納處分法ニ依リ徵收スルコトヲ得

第十七條 第七條ニ依リ出陳シタル國寶ノ監督者故意怠慢ニ由リ國寶ヲ亡

失若クハ毀損シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償スルノ實力ナキトキハ國庫

ニ於テ之ヲ賠償スルモノトス但國庫ノ賠償ニ關シテハ裁判所ニ出訴スル

コトヲ得ス

附則

第十七條 本法施行前國費ヲ以テ補助修理シタル社寺ノ建造物及社寺ニ下

付シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ本法ヲ適用スルコトヲ得

第十八條 第四條ニ該當スル物件ハ社寺ニ屬セサルモノト雖所有者ノ請求

ニ依リ本法第七條ヲ準用スルコトヲ得

第十九條 名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルモノト雖仍本法ヲ準用スル

コトヲ得

第二十條 本法施行上必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員三崎龜之助君演壇ニ登ル)

○政府委員(三崎龜之助君) 今般政府ヨリ提出ニ相成リマシタル古社寺保存

法案ノ事デゴザイマス、此事ニ就キマシテハ敢テ事新シク本職ガ御説明申上

ゲルマデモナク當御院ニ於カレマシテモ前回ノ議場ニ於テ此事柄ニハ御熱心

ニ御討論ノアツタ末御建議ニモ政府ニ相成ツタノデゴザイマス、詰リ此法案

ハ當御院ノ前回ノ御意思ヲ實ニスルタメノ發案デゴザイマシテ御賢知ノ通古

社寺中ノ最モ名高イモノハ年々歲々廢頽ニ陥リ又國家ノ寶物ト致シテモ宜シ

キ繪畫ノ如キ古文書ノ如キ彫刻ノ如キ是モ均シク年々歲々散逸毀損等ニ陥リ

テ終ニ此年所ヲ經マシレバ數千年來傳リ居ル所ノ帝國ノ光トモ言フベキモノ

ガ追々其光ノ效力ヲ消滅スル或ハセントスルノ有様デゴザイマス、此際ニ當

テ斯ノ如キ趣意ノ法案ヲ發布シテ此有様ヲ今ニシテ防ガズンバ將來如何トモ

スルコトガ出來マイト云フ趣旨デ此案ヲ發シタ次第デゴザイマス、ソレノミ

ナラズ敢テ此法案ヲ出シテ好事家ノ娛ニ供スル譯デナクシテ此職藝學藝其他

ノ國ノ力ヲ發達セシムル材料ニ即チ模範標本ニ供センガタメニ一ハ今日ニ之

ヲ保存シテ必要アリト認メマシテ政府ハ今回當院ニ此法案ヲ提出シタ所以デ

ゴザイマス、何卒審議討議ノ上デ十分御贊同アラセラレンコトヲ希望致シ

マス

○柴原和君 政府委員ニ質問致シマス此第二條ノ「社寺ノ建造物及寶物類ハ

歴史ノ證徴製作ノ優秀由緒ノ特殊ニ就キ」ト云フ事ガゴザイマス、第四條ニ

ハ由緒ノ特殊ニ就キト云フ事ガゴザイマセヌガ此由緒ノ特殊ニ就キト云フコ

トハ國家ノ光輝ト爲ルモノ國寶ノ資格アルモノトハ内務大臣ハ定メラレヌノ

此案ノ精神デゴザイマス、ソレヲ伺ヒマス

○政府委員(三崎龜之助君) 是ハ第四條ニハ多クハ所謂美術品トシテアルモ

ノデ又ハ歷史上ノ參考ニナルモノヲ專ラ主トシテアルノデゴザイマス、又第

二條ノハ左程歷史上ニ必要ガナクテモ又或ハ美術品トハナラナクテモ由緒ノ

餘程貴キモノモ往々此古社寺ニゴザイマス、其等ノ差別ヲシタノデゴザイマ

ス

○柴原和君 モウ一應御尋申シマス、此由緒ノ特殊ト云フ事ノアルト申スノ

ハドウ云フ事ヲ申スノデゴザイマス

○政府委員(三崎龜之助君) 先ヅ其開山ノ初二當ッテ帝室ニ御關係ノアツタ

トカサウ云フヤウナ事ヲ重ニ指スノデゴザイマス

○柴原和君 尙ホ御尋致シマス、左様ナル事ニ就イテ國家ノ光輝トナルモノ

アリマセウガ其ナルモノガ國寶ノ資格アルモノト定メラレヌノデゴザイマス

○政府委員(三崎龜之助君) サウ云フ方ノ側デ重キヲ置イテ居リマスルノハ歴史ノ材料ニナリ徵證ニナルト云フ所ヘ重キヲ置イテ居ル積デゴザイマス是ヘ多クハ含シテラウト思ヒマス、第四條ノ方ノ……

○柴原和君 宜シウゴザイマス尙ホ御尋致シマス、此附則ノ十九條ニ「名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルモノト雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得」トゴザイマスルガ名所舊蹟ニ關スル社寺ニ屬セヌト云フコトハドウ云フ意味デアリマスカ大抵名所舊蹟ハ社寺ニ屬シテ居ルモノト考ヘマスガツレバ本法ヲ準用シテ內務大臣ガ定メラレノハドウ云フ類デアリマスカ、チヨット……

○政府委員(三崎龜之助君) 是ハ多クハ御説ノ通社寺ニ屬シテ居リマスルノガ十中八九マデ、ゴザイマス、偶々社寺モ廢寺ト爲ツテ仕舞ッテドコニモ屬セヌデ居リナガラ或ハ名所舊蹟ナンドガ存シテ居リハシマイカト云フ懸念ガアリマス、ツレデツレモ廢類ニ歸セシメテハ相成ラヌト云フ所カラ万一ヲ防グタメニ之ヲ置イダノデアリマス

○柴原和君 全ク御懸念上カラナッタノデアリマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) ハイ、多クハツレデゴザイマス

○柴原和君 尙ホ御尋致シマス、此古社寺保存會ト申スモノガ御設ケニナツテ居ルヤウニ思ヒマスガ、御設ケニナツテ居リマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 左様デゴザイマス

○柴原和君 サウスルト其古社寺保存ナゾノ事ハ斯ウ云フモノヘ御諮詢ニナル御見込デゴザイマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 實際ハ大抵其保存會ノ意見ヲ徵シテ定メル積デゴザイマス

○柴原和君 總テ御諮詢ニナル御精神デゴザイマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 其積デゴザイマス

○男爵小松行正君 唯今柴原君ノ質問ガアリマシタ古社寺保存會ニ諮詢ヲシテサウシテ古社寺ヲ國費ヲ以テ保存スルコトニ適スルカ適セヌカト云フコトヲ極メルト云フコトデゴザイマス、然ルニ此案ハ此事ガ這入ツテ居リマセヌ、ハ御入レニナツテモ御差支ハゴザイマセヌカ

○政府委員(三崎龜之助君) 入レル必要ハナカラウト認メテ入レマセナンダノデゴザイマス

○男爵小松行正君 大體ヲ伺ツテ置キマスレバ宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 第五條ノ「國費ヲ以テ補助修理シタル社寺ノ建造物中特ニ內務大臣ノ指定シタルモノ及國寶云々」トゴザイマスガ是ハ「及國寶」マデニ矢張國費ヲ以テ補助修理シタルモノガ係ルノデゴザイマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) イ、エ、國寶ハツレヘハ係リマセヌ積デアリマ

スガゴザリマシタガツレハ止ムノデゴザイマスカ、其御內規ニ於テハ皆止ミマス

○政府委員(三崎龜之助君) ハイ、止ミマシテ大ニ是ハ廣マツテ參ラウト思ヒマス

○男爵船越衛君 成ル程、モウ一ツ御尋致シマス、何レ此法案ガ極リマスレバ補助ノ費用豫算ガ出ルデゴザイマセウガ凡ソドシナ御見込デゴザイマセウカ、是カラ保存ナサル……

○政府委員(三崎龜之助君) ツレモ主務省ノ詔イ通ノ十分ナ事ヲ申上ゲマスレバ年々二十萬圓ヅ、御出シヲ願ヒマスレバ行ケヤウト思ツテ居リマス、十分行ケヤウト思ツテ居リマス

○村田保君 本員モ少々御尋申シタイ、本員ハ質問ノ前ニ外ノ事デアリマスケレドモ少シ伺ヒタイコトハ是マデ此貴族院ニ於キマシテハ殆ド例ノヤウニナツテ居リマスガ、ツレハドウ云フ譯ナラバ大概各議案ノ始ニ出マス時分ニ之ヲ説明スルノハ多ク主務大臣ガ出テ説明シテ居ル、尤モ大臣デナクテハナラヌト云フデハゴザイマセヌガ政府委員デモ誰デモ宜イデセウガ今マデノ慣例ニ於テ多ク此大臣ガ出ラレテ大概説明ヲサレテ居ル、然ルニ此度ハ內閣ガ變リマシテ內務大臣ニ衆議院デモドウカ出席ヲシテ吳レト求メタガ遂ニ出ラレヌト云フ譯デゴザイマシタガ今日モ實ハ始テノ貴族院ガ開ケマシタ會議デアリマスノニ主務大臣ガ出ラレマセヌ、ツレナラバ政府委員ガ今日主務大臣ガ出ル所デアルケレドモ或ハ病氣デアルトカ云フコトモアリマセヌガシテ見ルト今日劈頭ニ於テスラ出ラレヌケレバ將來ト雖モ或ハ出ラレヌト云フ考ガアリマスガツレハ大臣ガ出ラレテ説明スルトシナイトニ於キマシテハ此議案ノ全體ニ於キマシテ餘程關係ガアラウト思ヒマス、依テ之ヲ一應伺ヒタイ、今日大臣ガ出ラレナイノハドウ云フ主意デアアルカ又將來トモ出ラレヌノデゴザリマスカ一應承ツテ置キタイ

○政府委員(三崎龜之助君) 私ニデゴザリマスカ

○村田保君 ハイ

○政府委員(三崎龜之助君) ツレハ私ハ何トモ御答申スコトハ出來マセヌ、多分大臣ハ御用ノ御都合ニ依ツテ御出席ガナイコト、思ヒマス

○村田保君 ツレデハ其邊ヲ御存ナク御出ニナツタノデゴザイマスカ、ツレカラ今日大臣ガ出ナイカラ假令バ此政府委員ニ出ロトカ云フ大臣ノ命令ガアツタト云フ、サウ云フコトモナニモナイノデゴザイマスカ、今日アナタガ御出ニナル時分ニ一應大臣ニ問合モナク御出ニナツタノデゴザイマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 無論、此案ノ説明ハ本職ガ擔當シテ居リマスカラ其積デ出マシタ

○村田保君 其邊ハ大臣ガ出ル出ナイト云フ事モ何モナクシテ唯御出ニナツタ譯デゴザリマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 左様デゴザリマス

○村田保君 ツレナラツレデ宜シウゴザリマス、外ノ事ニ附イテ……議案ニ附イテ少シ御尋シタイ、本員ナドモ此內務大臣ガ國寶ノ資格ヲ定ムルト云フ事ニ附イテハ疑團ヲ抱イテ居ッタ者デナカク、此國寶ト定メルト云フコトハ

貴族院議事速記錄第四號 明治二十年一月十九日 古社寺保存法案 第一讀會 一五

容易ナラヌコトデアリマス。カ多ク此實物ナド言ッテ見レバ或ハ刀劍類ト

カ書畫類トカ或ハ陶器類トカサウ云フ物ニナッテ見マスルト是ハナカノ内

務大臣ガ定メル事ハ到底出來ナイカラ何レ是ガタメニハ技師トカ專門家トカ

云フ者ニ依リナケレバ定メルコトハ出來ナイト思ヒマス。併シソレヲ其社寺

保存會ト云フモノ、意見ヲ聞イテ極メルト云フ事デアレバソレハ内務大臣ガ

定メルコトガ出來ルカモ知レマセヌガ其事ハ姑ク措キマシテ此本員ノ一ツ御

尋シタイノハ社寺保存ノコトニ附キマシテハ獨リ此古器物類バカリデハナイ

ト思フソレハドウ云フモノデアルカト云ヘバ多ク此山林トカ樹木トカ云フモ

ノ是ガ最モ社寺ニ關係シテ必要ナモノト思フ、本員ナドモ隨分所々歩イテ

見マシテ、社寺ナドニ行ッテ見マシタガドウモ往々樹木ヲ伐ッテ仕舞フト云

フコトガアリマシテ實ニ是ハ此社寺ノ興廢ニ關スルモノダラウト思ヒマス。此

古カラアル樹ナドヲ伐リマスト是ハ餘程此境内ノ風景ヲ害スルモノナラズ

風景ヲ尋ネテ行ク者モナクナル、彼ノ尾上ノ松ト云フ有名ナ物スラ伐ッテ仕

舞フヤウナ譯デ、サウ云フ此何百年何千年ト經ッテ居ル所ノ著名ナル樹木ナ

ドト云フモノハ社寺ニ關係シテ居ルモノト思ヒマス、サウ云フモノハ此法案

ニアッテハ御構ヒナイ積デアリマス。

○政府委員(三崎龜之助君) 無論、古社寺保存法案デソレハ關係ヲ持タヌ積

デゴザリマス。尤モ御懸念ノ次第ハ御同感デアリマス、或ハ之ヲ風致林トシ

テ保存スルカソレノ方法ガアラウト思ヒマス、自カラ是ハ山林ノ方ヘ多

ク屬スルコト、存ジマスルデ又政府ノ方ハ此山林法案ヲ他日ヲ期シテ提出ス

ル見込デアアルヤニ承ッテ居リマス。

○村田保君 ソレカラモ一ツ伺ヒマス、此古社寺保存法案ト云フモノデアリ

マス。社寺バカリニ限ッテアル譯デアアル、所ガ段々先キノ方ヲ見マス。ト古社

寺バカリデナイ矢張一個人ノ物ト雖モ此古社寺保存法案ニ係ルモノガアル古

社寺保存ト云ヒナガラ一個人ノ物マデモ或ハ此名所舊蹟マデモ入レルト云フ

事デハ甚ダドウモ此題號ニ相關セヌデ妙ナモノデアルト思ヒマス。其邊ハ御

詮議ニ爲ッタコトデアリマス。

○政府委員(三崎龜之助君) 如何ニモ御同感デゴザリマス、古社寺ト云フ法

案ノ下ニ以ッテ來テ一個人ノ所有物若クハ名所舊蹟ナドヲ入レルト云フノハ

如何ニモ副ハヌヤウデハゴザリマス。ケレドモ亦一面カラ見マス。レバ此法案ヲ

制定シタト同時ニドウカ或ル場合ニ於テハ此保護ヲソコヘマデ波及セシメタ

イ、斯ウ云フ精神カラ序ナガラ是ニ入レタノデゴザリマス。

○村田保君 尙ホ一ツ伺ッテ置キタイ、ソレカラ此法案デ見マス。ルト之ヲ交

換スルカ或ハ典物スルカ或ハ寄託スルカ云フヤウナ事ハ是デ取締ガ附

イテ居リマス。ガ假令バ少シ借リテ見ル、所謂借覽デゴザリマス、是等ノモノ

ヲ脇ヘ出シテ見ルトカ彼ノ書畫ヲ持ッテ來テ見ルトカ云フコトガ是マデ段々

アル隨分此所々歩カレタ者ナドハ現ニ本員ナドハ承ッテ居リマス。ガ此書畫

ヲ貸シタ、或ハ二ツアルモノヲ一ツ見セタ。遂ニソレガタメニ借リラレテ借切

ハ構ハヌ積デゴザリマス。カ 大抵ソレハ宜シカラウト思フテ入レマセヌダ

ノデゴザリマス。

○村田保君 ソレデハ借リテ來ルノハ一向構ハヌノデスナ

○政府委員(三崎龜之助君) 左様デゴザリマス。

○男爵末松謙澄君 私ハ一ツ質問致シタイコトガゴザリマス、此法案ニ依リ

マス。ルト云フト第四條ニ依ッテ國寶トシテ内務大臣ガ認メルノデ第七條ニ至

リテ「社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ國寶ヲ博物館ニ出陳スルノ義務アルモノト

ス」トアル。此關係ニ附イテ隨分考テ要スルコトガアリハシナイカト思ヒマス

ルデ質問致シマス。ガ此法案ノ全體ヲ見マス。ルト云フトドウモ宗旨的思想ヲ

外ニシテ唯美術的思想ニ重ニ觀察シテ思想ヲ立テタ立案ノヤウデアリマス、

此立案ノ趣意ニ依レバ隨分人ノ感情ヲ起サウナコトガアリハセヌカト思

フ、第四條ノ「國寶ノ資格アルモノト定ムル」ト云フノハドンナモノデアルト

云フト單ニ古社寺ガ持ッテ居ル古イ書畫ナドト云フモノニ止マル、其書畫ノ

類デモ佛體ナドニ於テ隨分法要ニ用ヒテ居ル品モアラウト思フ、此趣意カラ

持ッテ往キマス。ト例ヘバ奈良ノ藥師寺ノ佛像三體ノ如キ是ハ立派ナ昔ノ國寶

タル資格ヲ備ヘテ居ルモノデ指ヲ二三折ル所ニ當ル品柄デアラウト思フ、

サウ云フ物ヲ此法案ニシマス。ルト云フト唯美術的ノモノトノミ觀察シマス、

ソレヲ第七條ニ至ッテ博物館ニ飾附ケルト云フコトハ如何ニモ觀セ物ト變

ラヌト云フ。斯ウ云フヤウニ當リハセヌカト思フ、サウ云フヤウニ見エルコト

ハ甚ダ感覺上ニ於テドウデアラウト思ヒマス、私ハ美術ハ好キデアリマス。ガ

又宗教ノ方モ好キデアリマス。カ決シテ之ヲイジクルト申スノデアリマス。ガ

又第七條ニ至ッテ總テノ物ヲ博物館ニ觀セ物トシテ出スト云フトニシテ

立案シテ出シタノハドウモ如何ハシクハアリハシマセヌカ、是ハ或ハ直接

ニ寺ニ法要其他ニ關係ノナイヤウナ物ヲ出品スルト云フヤウナ事ハ區分ノ附

カナイモノデアアル博物館ニ出品スルコトヲ命ゼラレテ之ニ不同意ノ立派ナ

理由ガアルトシテモソレヲ以テ訴願スルコトカ云フヤウナル道デモドツカニ

据置キタイ、道ノ附クヤウナル方法ハ出來ナイノデアラウカ、此法案ニ依ル

ト云フト餘リ宗旨關係ノ物ヲ俗丁シテ仕舞フヤウニ私ハ考ヘルデアリマス。ガ

ソコラノ事ハ少シ私ハ保守的ノ人間ニ爲ッタヤウデアリマス。ガドウモ自分ハ

立案ノ趣意ヲ一應承リタイ。

○政府委員(三崎龜之助君) 如何ニモ御尤ノ御尋ト思ヒマス、此精神デハ法

文ニハ現レテ居リマセヌケレドモ丁度御懸念ノ例ヘバ寺ノ本尊ニ爲ッテ居ル

物トカ或ハ法要ニ供サナケレバナラヌ物トカ云フヤウナ物ハ一切博物館ニ出

サ、ナイ積デゴザリマス、ソレハ何レ命令デ以テ制限ハ定メル積デ居ルノデ

ゴザリマス、要スルニ此義務ガアリマシテモ社寺ノ威靈ハ成ルタケ損セヌ積

デ居ルノデゴザリマス。

○男爵末松謙澄君 命令デ定メルト申スナラ定メラレル品柄ニ相違ナイ、然

ラバ何故法律案ノ中ニ御書キニナラナイコトデアリマス。カ我々ハ此法案ヲ議

スルニドンナ命令ガ出ルト云フコトヲ想像スルコトハ出來ナイ事デ隨分關係

ノ重イ事柄ニ於テハ他ノ事デソレト連續シテ出サナケレバ十分ナ満足ハ得ラ

レナイノデアアル、若シ命令ヲ出スナラバ斯様ナ命令ヲ出スト云フ御考案ガア

レバツレヲ承リタイ、私共ノ希望致ス所ハ何故ニ之ヲ同一ノ法案ノ上ニ御繰
入ニナラナイカト云フコトヲ御質問致シマス

○政府委員(三崎龜之助君) 命令デ澤山ト思ヒマシタカラ出サヌダケノ話デ
ゴザイマス

○男爵末松謙澄君 サウ云フ御趣意デ……

○名村泰藏君 チョット罰則ノ所ヲ、此十五條ニ「監守者怠慢ニ由リ國寶ヲ
亡失シ毀損シ若クハ第五條ニ依リ内務大臣ノ指定シタル建造物ヲ燒失シタル
トキハ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス」トアリマスガ此過料ハ何處デ裁
判スルコトニナルノデゴザイマス又過料トアリマス以上ハ本當ノ罰ニハ
アラズシテ詰リ賠償ノ類ニ屬スルモノデアラウカトノ考デ此過料ニ處スト
爲ツタノデアラウト思ヒマスガ之ヲ裁判スルニハドンナ手續デ裁判スルコト
ニ爲リマス、其邊ヲチヨット……

○政府委員(三崎龜之助君) 是ハ矢張普通ノ司法裁判所デシテ仕舞フ積リデ
ゴザイマス

○名村泰藏君 其普通ノ裁判ト云フノハ民事デシマスルカ刑事デシマスルカ
ト云フコトヲ問ヒマスノデ

○政府委員(三崎龜之助君) 成程是ハ刑事デ往キヤアシマセヌデゴザイマセ
ウカ

○名村泰藏君 刑事デゴザイマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) ハイ

○名村泰藏君 刑事デハ出來ナイカト思ヒマス

○政府委員(三崎龜之助君) サウデゴザイマスカ……

○名村泰藏君 ト云フノハ刑事ト致シマスルト罰金過料ト云フコトニナルト
輕罪ト云フコトニ當ツテ居ル、唯其權限ノ所ヲ……

○政府委員(三崎龜之助君) 尙ホ是ハ一ツ私ノ誤カ知リマセヌガ……
(村田保君)是ハ行政處分デ科ノ字ト過ノ字ガ違ヒマス「ト述フ」

○名村泰藏君 商業ノ株式會社ガ取締ニ對スル所ノ過料ト云フ時ニハ民事裁
判所ノ命令ヲ以テヤル、ソレカラ其中ニハ禁錮スル事モアリマスガ其時ニハ
罰金ト爲ツテ居ル、ソレカラ是ハ其裁判ヲ受ケテ抗告スルトカ或ハ上告スルト
カ云フコトガ出來マスノデアリマスカ出來ヌノデアリマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 此十五條デゴザイマスカ

○名村泰藏君 ハイ

○政府委員(三崎龜之助君) 民事デアリマスレバ矢張普通ノ裁判所ノ規定ニ
從ツテ上告ヲ許サズバナリマスマイカ

○名村泰藏君 所ガ商法ノ過料ノ所ニハ抗告ハ許シテモ上告ハ一ツモ許シテ
ナイ、唯抗告ダケ許シテアル

○政府委員(三崎龜之助君) 成ル程……

○名村泰藏君 ソレカラ一ツ……ソレデハ是ハ過失デアリマスカラ此通御
出シニナツタカ知リマセヌガ若シ變造物ヲ故意デヤツタラバ是ハドウ云フ罪
デ往クデアリマセウカ此監守者ハ怠慢ニ由リ亡失シ毀損シタル、是ヲ故意
デ毀シタラ如何ナリマスカ如何ナル名ニ依ツテ御制裁ガ附キマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) ソレハ詰リ普通ノ刑法ニ依ルヨリ外ゴザイマス

○名村泰藏君 普通ノ刑法デアリマスルナラバ此四百二十一條ニ「人ノ器物
ヲ毀棄シタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三十圓以上
下ノ罰金ニ處ス」若シ之ヲシテ其情狀ガ罰金デ宜シイト云フコトニナリマス
ルト三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニナル大變權衡ガ合ハナイ様デスガ
ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニナル大變權衡ガ合ハナイ様デスガ

○政府委員(三崎龜之助君) 或ハ其處ガアルカモ知レマセヌ此監守人ニ對シ
テノ話ハ……所ガ實物ヲ失ツタ點ニ就イテ償フノハ別ニナツテ居リマス

○名村泰藏君 イエ、失ツタ方ノ點ニ就イテ償フノハ此十六條ニ博物館ノダケハ故
意ニ出テ居リマス私ハ其方ヲ御尋スルノデハナイ、罰スル方ノ權衡ヲ唯御尋
シタノデアリマス

○政府委員(三崎龜之助君) ドウモ致方ガナイノデス

○名村泰藏君 今ノ權衡ガ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處スルトアッテ片ッ方
ノ方ニ往ツテ見ルト五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處スト云フノハ少シ權衡
ヲ失ツテ居ルト思ヒマスガ

○政府委員(三崎龜之助君) 金高ノ上ニ於テハ權衡ガ合ハヌカ知ラヌガ故意
トシテ刑法ニ問ハレ、バ法律ノ結果其處ニ陷ラナクテハナリマスマイト思ヒ
マス

○名村泰藏君 ソレカラ一ツ御尋致シマスガ建造物ヲ監守ノ怠慢デ若シ
誤ツテ之ヲ焚イタ、燒イタト云フトキハ過失失火罪ト云フモノガアリマスガ失
火罪ハ問ハナイ積デアリマスカドウデアリマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 此建造物ヲ過失ニ依ツテ……

○名村泰藏君 建造物ヲ怠慢デ燒イタトキハ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ
處ストアル此方ハ所謂過料デアリマスルカラシテ幾分民事上ノ責ヲ持ツテ
居ルモノト見ナクテハナラヌ、此場合ニ於テハ刑法上ノ責ハ負ハナイモノデ
アリマスカドウデアリマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) ソレハ私ハ當然負ハナケレバナルマイト思ヒマ
ス、其過失罪ノ……

○名村泰藏君 サウスルト此罪ト此刑法ノ過失罪ト二ツヤラレルト云フコト
ニナリマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 性質ガ違フカラサウナリハセヌカト思ヒマス、
ソレカラ先程ノ抗告ダケハ許シテ上訴ハ許シテナイト是ハ特別ノ規程ガアル
カラシテ始テサウナルノデアアッテ其明文ガナケレバ上訴ハ出來ルモノト見ル
ヨリ他ナカラウト思ヒマス

○名村泰藏君 所ガ……宜シウゴザイマス

○田中芳男君 本員モ一ツ御尋ネイタシマス、諸君ノ御質問デ追々分リマシ
タガ本員モ聊カ承ツテ置キタウゴザイマス此古社寺ト云フモノハ本員杯モ古
社寺デ分ルト思ヒマスガ併シ古社寺ト申シマスルト維新前ヲ指シテ申シマス
ルトカ或ハ幕府以前ヲ指シテ申ストカチト界ノアルコトニナリマセウカ又此
法律ガ出來マシテ三年四年デ廢スルモノデナクシテ百年モ續ク以上ハ唯今新
ニ立ツタ靖國神社ニシテモ湊川神社ニシテモ是ハドコラガ界ニナリマスカ尙
ホソレニ就イテ伺ヒタウゴザイマスガ

○政府委員(三崎龜之助君) 是マデハ文明以前ノ方ニ多クハ保護ヲシテ居リマシタノデアリマス所ガ段々調ベマスト其以後ニモ或ハ保護ヲ與ヘテ保存ノ必要ガアルカモ分ラヌデス、ソレデ近頃立ッタノハ……妙ニ名稱ガ可笑シウゴザイマスケレドモ其分界ハ實ノ所立テ、居ラヌト見ナケレバナラヌデス、此法案ガ出來タ以上ハ孰モ法文ニハ見レテ居リマセヌケレドモ此法文ノ資格ヲ具ヘテ居ル社寺デアリマスレバ其年代ヲ問ハズシテ矢張此法案ノ恩澤ヲ被ラナケレバナルマイカト思フテ居ルノデゴザイマス

○田中芳男君 尙ホ伺ヒマス、サウイタシマスルト古ノ字ハアリマシテモ殆ドナイト同様ニ心得テ居レバ宜シウゴザイマス

○政府委員(三崎龜之助君) ハイ極端ニ申シマスレバサウカモ分リマセヌ、又非常ニ古イモノト云フテ必ズ此法案ノ恩澤ヲ受クベキモノガナイノデアリマス、中ニハ此資格ニ合ハナケレバ何千年經ッテ居ッテモ保存スベキモノデナイモノガアルデス、例ヘバ鎌倉時代ニ出來タト云フ建物デアリマシテモ色色之ニ修繕ヲ加ヘ改造ヲシ種々難多ノ變遷ノタメニ鎌倉時代デアラヌモノガ其實鎌倉時代ノモノデナクシテズーッと今日マデ來テ居ルモノガアルデス、サウ云フノハ幾ラ鎌倉時代ノモノデ數百年經ッテ居ッテモ此恩澤ハ被ラナイト思ヒマス、サウマア大抵極端ヲ申シマスレバ際限ノナイコトデゴザイマスケレドモ近頃出來タ社寺ト云フモノハ直ニ今保存ヲセヌナラヌト云ッテ著手ヲセヌナラヌ必要ガナイノデアリマス、何分古クカラ來テ居ルモノニ第一ニ著手ヲセヌナラヌノデアリマスカラ多クハ古ルイ方ニ實際ハ傾イテ往クト見テ宜カラウカト思ヒマス

○田中芳男君 尙ホ伺ヒマス、成ル程維新後ニ出來マシタ社寺ナラバ必ズ新築デアリマスカラ急ニ建造物ヲ保存スル様ナ事ハアリマスマイケレドモ其實物ト謂ッベキモノニナリマスレバ例ヘテ見マスレバ湊川神社ガ出來タメニ楠公ニ關係シタ器物ヲ諸方カラ獻納シタト云フトキニハ直ニ其寶物ガ湊川神社ノ寶物ニナル必シモ建造物バカリデナイ其寶物ト云フモノハ新シク建チマシタ社寺ニモ必ズ出來ルト思ヒマスカラ左様ナモノハ此案デハ更ニ構ハヌト云フヤウナコトニナッテハ遺憾デゴザイマスカラソレ故ニ古ノ字ハナイト云フコトニ心得テ宜シイカト云フコトヲ御尋シタノデゴザイマス

○政府委員(三崎龜之助君) はい、今ノ御尋ハ丁度第四條ノ規定ニアル資格ガ具ッテ居リマスレバ強チ古イモノデナクッテモ國寶ト見ラレルノデアリマ

○村田保君 尙ホ少シ殘ッテ居ルカラ伺ッテ置キタイ、此刑名ヲ附ストキハ何レ刑法カラ權衡等ヲ御調ベニナッタノデゴザイマスカ自ラ刑名ニハ權衡ト云フコトガアルモノデスカ同シ事ヲシテ片々デ非常ニ重クシ片々デハ非常ニ輕クスト云フ様ナ事ガアッテハナラヌカラ……併ナガラ是ハ刑法ニ能ク其邊ノ所ハ御調ハ届イタモノデスカ第一ニ伺ヒマス

○政府委員(三崎龜之助君) 調ベタ積デアアルデス

○村田保君 サウシマスルト此十四條ニ監守者ガ之ヲ竊取スルトカ五條ノ規程ニ違背シタルトキハ輕懲役ニ處スルトカ云フコトガゴザイマス、所ガ御案内ノ通本邦ニ於キマシテハ竊盜罪ト云フモノハ違警罪ニスルト云フコトハナイ、恐レ入ッタコトダケレドモ大廟ノ寶物ヲ竊取シタモノト雖モ竊盜罪ヨ

リ上ヘハ上ラヌ獨リ監守者ハ監守ト云フコトガ重イタメニ重罪ノ刑ニナリマスガ併ナガラ此刑法ニ於キマシテハ百六條ニ斷リガアル「正犯ノ身分ニ因リ別ニ刑ヲ加重ス可キ時ハ他ノ正犯從犯及ヒ教唆者ニ及ホスコトヲ得ス」ト云フコトガアル、ソレ故ニ假令正犯ガ監守盜ノ刑ヲ受ケテモ其他ノ者ハ矢張竊盜ノ竊盜ノ譯ニナッテ居ル、處ガ此十四條ヲ見ルトサウデナイ監守者ニアラザル者ト雖モ共犯者モ同シク矢張輕懲役ニナル、エライ話デ、ソレノミナラズ五條アリデ見ルト之ヲ賞ッタモノデモ取換ヘタモノデモ買ッタモノデモ輕懲役ニ處スト云フノハ餘程、酷イ刑デアリマス、是デモ刑法ノ權衡等ヲ御調ベニナッタノデゴザイマス

○政府委員(三崎龜之助君) 是ハ即チ事柄ヲ刑法ヨリ重ク置イタ積デアリマス

○村田保君 イクラ重イト雖モ竊盜ハ重罪ニ依ラヌト云フ原則ガアルノデス

○政府委員(三崎龜之助君) 其原則ハアルカ知リマセヌガ即チ國寶ヲ篤ク保護スル精神カラ……

○村田保君 刑法ノ百六條ハドウデス、百六條ノ總則ハ破ッテシモウ御積デスカ、正犯ノ身分ニ因リ別ニ刑ヲ加重スベキ時ハ他ノ正犯從犯及ヒ教唆者ニ及ボセヌト云フコトニナッテ居ル所ガ是デハ及スコトニナリマス、ソレデモ刑法ヲ御調ベニナッタノデゴザイマス、餘程刑法ニ矛盾スル事ニナル

○政府委員(三崎龜之助君) 如何ニモ普通ノ場合トハ見ナイ國寶ト認メ之ヲ國家ガ保護シナケレバナラヌ、又近頃ノ流弊トシテ散逸シテ隨分惡弊ガ行レテ居ル、ソレデスノ如ク重イ制裁ヲ加ヘタノデゴザイマス

○村田保君 イクラ國寶トシテモ大廟内ノ寶物是程大切ノモノハナイ、ソレヨリ重クスルコトハ出來ナイ

○政府委員(三崎龜之助君) 失禮デアリマスガモウ一度……

○村田保君 大廟内ノ御大切ノモノデゴザイマスガソレヲ盜ンデモ今日デハ竊盜ヨリハ上ガラヌ、ソレヨリ重クスルコトハ出來ナイダラウ、イクラ國寶トシテ之ヲ保護スルモノトシテモソレヨリ重クスルコトハ出來ナイ

○政府委員(三崎龜之助君) 或ハ其事柄ニナリマス議論ニ涉リマスカラ私ハ避ケマスガ若シ大廟ノ御寶物ヲ取ッテモ普通ノ竊盜ト認メルト云フ方ガ或ハ其當ヲ得ヌノカモ分リマセヌ

○村田保君 サウスルトソレハ刑法カラ改正シナケレバナラヌ……

○政府委員(三崎龜之助君) サウデゴザリマス

○久保田讓君 私モチヨット一箇條……第七條ニ「博物館ヘ出陳スルノ義務アルモノトス」ト云フ事ガアリマスガサウ致シマスルト内務大臣ノ命ニ依ッテ國寶タルモノハ博物館ニ出陳シナケレバナラヌト云フ事ニ極マル、今博物館ト云フモノハ政府デ立ッテ居ル博物館ハナイヤウデアリマス、實際ドウ云フ博物館デ扱ハル、カ或ハ帝室ノ博物館ヲ意味シテ居リマス、カ、ドンナ……

○政府委員(三崎龜之助君) 矢張唯今ノ處デハ御説ノ通國立ノモノハナイノデゴザイマスガ帝室ノ博物館ヘモ出サセル積デアアルノデス

○久保田讓君 サウスルト帝室ノ博物館ヲ當ニシテ斯ウ云フ法律ガ出來テツ

レニ義務マデ附ケテ博物館ニ出サナケレバナラヌト申シテモ一向政府ノ方デハ構ハズ帝室ノ博物館ヲ當ニシテ此法律ヲ御施行ナサル御積デスカ
○政府委員(三崎龜之助君) 唯今ノ所デハ受ケベキ處ガ彼ノ博物館デアリマスカラ彼ハ出サセル積デアリマス、追々又博物館ガ出來マスレバソレニモ出サセルハ無論ノ話デゴザリマス

○久保田讓君 全體先刻最初ノ御説明ニ依ルト古社寺保存法ト云フモノハ貴族院ノ熱望ノ建議ニ依ッテ古社寺保存會ト云フモノ出來テ即チ此保存法ト云フモノハ貴族院ノ希望ニ從ッテ此法ヲ設ケタト云フ御説明ガアリマシタデゴザリマスガサウ云フ御精神ナラバ此博物館ヲ立テル……國費デ立ツル博物館ノ必要デアルト云フコトハ去年矢張此貴族院デ熱心ナル意見ヲ以テ政府ニ建議ガ致シテアルノデゴザリマスガ古社寺保存法ケノコトニ政府ハ満足シテ此院ノ希望ニ從ハレテ博物館ヲ立テルト云フ方ハ餘リ御同意ハナイト云フ譯デアリマスガ、ドンナ御意見デゴザリマスガ

○政府委員(三崎龜之助君) 未ダ其邊ノ處ハ詮議ニ及ンデ居リマセヌ、ソレカラ唯今ノ積デゴザリマスト是ハ御參考マデニ申上ゲテ置キマスガサウ正確ノモノデハゴザリマセヌケレドモ大體此國寶ト認メテ宜カラウカト思フモノノ點數デゴザリマスガ、社寺ニ屬シテ居ル處ノ繪畫彫刻古文書ト云フヤウナモノハ三千點ニ足ラナイノデゴザリマス、二千七百何點位シキヤナイ、ソレデ此内末松男爵カラノ御問ノ如ク或ハ社寺ノ本尊或ハ法要ニ供スルヤウナ重大ノ寶物ヲ取除イテ見マスルト餘程ハ減シマセウ、サウスルト唯今ノ所デ帝國博物館ハ御承知ノ通京都奈良ト斯ウアリマス處へ出陳サセマスレバ隨分十分デアリマスマイカト思ヒマス、又御賢知ノ通寶物ハ多ク京都奈良、彼ノ附近ニアルノデゴザリマス、行ハ博物館ヲ増設スル必要モ生ジハシマセウガ當今差當ニ合ッテ往キハシマイカト云フ積デゴザリマス

○久保田讓君 ソレデハ博物館ヲ立テル御見込ハ政府ニナイノデゴザリマスカ
○政府委員(三崎龜之助君) 今確乎トシテ極ッデ居リマセヌ

○久保田讓君 全體此博物館ハドコノ御管理デアリマスカ内務省デアリマスカ、ドコノ……

○政府委員(三崎龜之助君) 御承知ノ通ソレハ宮内省デゴザリマス
○久保田讓君 全體博物館ハ宮内省ハ宮内省デ御立ニ爲ッテ居リマス、博物館ハ國政ノ事務トシテドコデ管理スルト云フコトハナイ、文部省ニモナイ内務省ニモナイ、ドコデ管理シテ居リマスカ本院カラ建議ニ爲リマシタ博物館ノ建議ハ迷子ニ爲ッテシマッテドコニカ分ラヌ處ニ往ッテ居ッテ萬一御忘レニ爲ッテ居ルヤウナコトデハナイカト思フ

○政府委員(三崎龜之助君) 其點ハ未ダ極メテ居リマセヌカラ今御答ハ申上ゲ兼ネマス
○久保田讓君 ソレデハ管理スル所ハ分ッテ居ラヌノデスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 此法案ガ通過シマスレバ内務大臣ハ寶物保存ニ附イテ從ッテ博物館ノ上ニ監督ノ責任ヲ帶ブコトニ爲ッテ來マセウト存シマス
○久保田讓君 此法律デ博物館ハ内務大臣ニ於テ管理スルコトニナルノハ間

違ナイノデゴザリマスガ
○政府委員(三崎龜之助君) 自然サウ云フ結果ニ爲ッテ參リマセウト存シマス

○男爵末松謙澄君 唯今ノ御質問デ博物館ト云フモノハ政府ニハナイ、宮内省ノモノニ當ルト云フコトデゴザリマスガ例ヘバ大阪ナドデハ大阪府デ拵エタモノガゴザリマス、ソレナ風ニ段々市町村デ拵エルモノガアルカモ知レヌ、ソレ等ノモノモ此内ニ含ムノデアリマスガ、含マヌノデアリマスガ、含マヌモノデアレバ夫ダケノコトヲ明ニシナケレバナリマセヌガ……

○政府委員(三崎龜之助君) 詰リ斯ウ云フ精神デゴザリマス、官立公立ソレカラ官立ノ中ニマア強テ入レマスレバ帝室ノ博物館詳シク言ヒマスレバ帝室博物館官立博物館公立博物館ヲ總稱シタ積デゴザリマス

○男爵末松謙澄君 府縣ヤ町村デ拵エルモノモ含ムノデアリマスガ
○政府委員(三崎龜之助君) アリマスレバ其……

○男爵尾崎三良君 チョット質問イタシタウゴザリマスガ先刻カラ段々御質問モ出マシタガ其中此刑ノ輕重ノ事ニ就イテ御質問ガアリマシタガ、拙者未ダ十分ナル御答辯ヲ承ラヌヤウデアリマス、就イテハ其第十四條ノ刑ハ頗ル重イト云フ說ガアリマスケレドモ、是ハ國寶ヲ保存スル上ニ於テ殊更ニ意ヲ用ヒテ重クシタノデアルト云フ御説明デアリマシタ、成ル程國寶ヲ保存スル上カラ通常ノ刑ヨリ重クスルト云フコトハ或ル場合ニ於テ必要デアリマセウ、然ルニ此權衡デアリマスガ、第十五條ニ先刻ドナタカノ御質問ニ對シテ過ッテ毀損シタ者ハ五十圓以上五百圓以下ノ過料デアアルガ、殊更ニ之ヲ毀損シタ者ハドウデアアルカト云フノ御尋ニ對シテソレハ普通ノ刑ニ據ラシムルノデアアル、普通ノ刑法ハドウデアアルカ私ハ忘レマシタガ今名村君ノ御說ニ三圓以上三十圓以下ノ罰金ト云フコトデ至ッテ是ハ輕イヤウニ思ハレル

(名村泰藏君「チョット御言葉中デアリマスガ、體刑ハ十一日以上六箇月以下デアリマシテ、又ハ三圓以上三十圓以下」ト述フ)

十一日以上六箇月以下、三圓以上三十圓以下ノ刑ガアルト云フコトデスガ、ソレニシタ所ガ何シロ刑トシテハ輕イ方デアアル、此國寶ヲ竊取シ或ハ他ノ者カラ轉換シ交換シ抵當ニ入レタトカ云フヤウナモノハ重罪ニ入レテ輕懲役ニモスルト云フ位重イコトニシテ……

○議長(公費近衛篤磨君) 尾崎君ハ御議論デアリマセヌカ
○男爵尾崎三良君 イヤ權衡如何デアアルカ御尋スルノデアリマス、斯ノ如ク重クシテアルノニ此十五條ノ方デハ今ノ殊更ニ毀損シタモノハ別ニ規定ヲ設ケズシテ普通ノ刑ニ據ラシムルト云フコトデソレデ權衡ハ十分ニナッテ居ルト云フ一體御調ベデアリマセウカ、其邊ヲ一應承ッテ置キタイノデ……

○政府委員(三崎龜之助君) 故意怠慢ノ事、ソレハ先程御答申シマシタガ、權衡ノ得ナイト得ルノト云フハ皆サンノ御見込ニ依ッテ異ルコトデゴザリマスカラ、私カラ何トモ御答ガ出來マスマイカト思ヒマス

○男爵尾崎三良君 サウスルト政府ニ於テハ是デ宜イト云フ御見込デアアルノデゴザリマスガ

○政府委員(三崎龜之助君) 如何ニモ其通デアリマス

○男爵船越衛君 チョット質問シマス、先刻文明十八年前後ノ制ハ止メニナッ

テドレモ然ルベキ物ハ保存スルト云フ御答ヲ聽キマシタ尤ノコト、存シテ居リマスガ然ルニ今田中君ノ御尋ニ極新シイモノハ腐朽モセヌカラ其方ハ這入ラヌト云フヤウナ御答デアリマシタガ能ク聽取レマセヌガ、アスコハ如何デゴザイマス、文明十八年ノ制ヲ止メマスル以上ハ如何ニナリマスカ

○政府委員(三崎龜之助君) 新シイモノデモ例ヘバ建造物ニシテ第二條ニ當ルモノ若クハ寶物ノ類デアリマシテ第四條ニ該當スルモノデゴザイマスレバ矢張此法律ノ下ニ立ツダラウト思ヒマス

○男爵船越衛君 マダ私一ツ懸念ガゴザイマスルガ京都ニ大極殿ガ建チマシテ是ハ極新シイノデ、然ルニアレ程ノ物が建ツタ以上ハ何處マデモ保存ニナラナクチヤアナラヌ、若シ維持法ガナクシテ保存スルトキニハドウシテモ之ニ據ツテ出來ルモノデアルト斯ウ考ヘマスガア、云フ類ハドウナルノデゴザイマセウカ

○政府委員(三崎龜之助君) 如何デゴザイマスルカ

○男爵船越衛君 古社寺ニナリマセヌ

○政府委員(三崎龜之助君) 古社寺ニナリマセヌノミナラズ、歴史ノ證徴、製作ノ優美、由緒ノ特殊ト云フ下ヘ持ッテ行ッテアレガ當テ嵌リマセウカ、是ハドチラカ定メ所ダラウト思ヒマス、若シアノ大極殿ニシテ此條件ニ該當シマスレバ無論ノコナラウト思ヒマスガ

○男爵船越衛君 ツレデ此「古」ノ字ガアツテモツレニ關係ハゴザイマセヌカ古社寺ノ古ノ字ガアツテモア、云フ新シイモノモ之ニ該當シマスレバ優美ニシロ何ニシロ……

○政府委員(三崎龜之助君) 之ニ該當シマスレバ假令新シクツデモ構ハヌ積デアリマス、所ガ歴史ノ證徴シヤダトカ何シヤトカ云フ資格ガ出テ來タトキニハ隨分新シイモノデモ此條件ヲ適用スルコトハ餘程私ハ稀ナモノシヤラウト思ヒマス

○男爵船越衛君 其餘ハ議論ニナリマスカラ是デ……

○議長(公爵近衛篤磨君) モウ大抵御質問モ盡キタヤウデゴザイマスカラ次ノ議事日程ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉ニ移リマス

○男爵小松行正君 九名ノ委員ヲ議長ヨリ選定アラントヲ望ミマス

○子爵林友幸君 贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) 委員ノ選定ハ議長ニ委託スルト云フ小松男爵ノ動議ガアリマシテ贊成ガアリマス、別段ニ御異議ガナクバ……

(「異議ナシ」ト述フル者多シ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ直ニ指名ヲ致シマス、伯爵清棲家教君、子爵黒田清綱君、子爵曾我祐準君、子爵岡部長職君、子爵日野西光善君、辻新次君、平山成信君、富井政章君、桑田藤十郎君此諸君ニ委員ヲ付託致シマス、明日ノ議事日程ハ別段議スル事ガゴザイマセヌカラ又重テ御通知スルコトニ致シマス、今日ハ御散會

午前十一時十八分散會